

諮詢番号：令和5年度諮詢第12号

答申番号：令和5年度答申第13号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の見解は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人及び審査請求外□は、令和5年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課期日（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第359条及び第702条の6並びに神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第39条及び第181条）である令和5年1月1日時点で、神戸市□□□に所在する課税地積195.68m<sup>2</sup>の土地（以下「本件土地」という。）を共有していた。

2 処分庁は、上記1の事実に加え、共有物に対する徴収金については納税者が連帶して納付する義務があること（法第10条の2）から、令和5年4月3日、審査請求人に対し、同日付け区□通知書番号□号令和5年度固定資産税・都市計画納税通知書（以下「本件通知書」という。）により、固定資産税37,300円、都市計画税16,000円、合計税額53,300円（条例第41条の規定により、令和5年度第1期の固定資産税等の税額は14,300円、納期限は同年5月1日であり、第2期から第4期までの固定資産税等の税額は13,000円、納期限はそれぞれ同年7月31日、同年12月25日、令和6年2月29日。）を内容とする令和5年度の固定資

産税等賦課処分を行った。なお、処分庁は、本件土地に係る審査請求外の共有者に対しては、令和5年度の固定資産税等賦課処分を行っていない。

3 処分庁は、令和5年8月21日の時点で、審査請求人が本件土地に係る令和5年度第2期の固定資産税等を納付していないことを理由として、条例第14条に基づき、当該固定資産税等に係る同月30日付け督促状（以下「本件督促状」という。）を審査請求人宛に送付した（以下「本件処分」という。）。

4 審査請求人は、令和5年9月5日、本件処分を取り消す、との裁決を求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件処分は、次のとおり違法である。

本件処分は、次の点で規定に違反する。

令和5年4月、新長田 神戸市税センターにて、建物の税について相談に行く。係員（女性）の方に、土地についての税（固定資産税）の用紙が、届いていない件について、問い合わせを行う。女性の対応では、土地については、今回課税の対象になっていない事を、パソコン上の画面を見て、御回答頂く。一度は、来庁、二度目は不安になり電話で、確認。今回は、土地については、課税の対象にならないと返答があり。9月上旬、本件督促状が自宅に配達され、現在に至る。処分庁の係員の対応不備の点で、異議申立を行います。

#### 2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

### 第4 審理員意見書の要旨

## 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 2 審理員意見書の理由

### (1) 争点について

本件の争点は、第一に、神戸市納税案内センターの職員において、審査請求人に対し、本件土地については、固定資産税等の対象となっていない旨の発言をしたか否か、第二に、仮にそのような発言があつたとしても、それにより審査請求人に対し固定資産税等の納税義務が免除されるか否か、第三に、本件通知書が審査請求人に送達されているか否かという3点であると理解できる。

### (2) 上記(1)第一の点について

ア 審査請求人は、「令和5年4月、新長田 神戸市税センターにて、建物の税について相談に行く。係員（女性）の方に、土地についての税（固定資産税）の用紙が、届いていない件について、問い合わせを行う。女性の対応では、土地については、今回課税の対象になっていない事を、パソコン上の画面を見て、御回答頂く。一度は、来庁、二度目は不安になり電話で、確認。今回は、土地については、課税の対象になっていないと返答があり。」と主張している。なお、上記のうち、「新長田 神戸市税センター」とは、「神戸市納税案内センター」を意味するものと理解できる。

イ 審査請求人は、自身の記憶に従って主張しているかもしれないが、その主張する「係員（女性）」が誰であるのかの特定をしていない。また、会話の具体的かつ詳細な内容も明らかにしていない（具体的にどういう問答がなされたのか、どういう文脈で本件土地が固定資産税等の対象となっていないという話になったのか等が不明確である。）。処分庁においても、審査請求人の対応をした係員（女性）が誰であるかの特定ができず、また、対応記録も存

在していないと主張している。その他、本件審査請求においては、審査請求人の主張を裏付ける事実を認めるに足りる資料が提出されていない。したがって、本件審査請求においては、審査請求人の主張する事実が「存在する。」と認定をすることは不可能あるいは著しく困難である。

(3) 上記(1)第二の点について

ア 仮に審査請求人の主張するように、神戸市納税案内センターの係員が、審査請求人に対し、「土地については課税対象になっていない」旨の発言をしたとしても、それによって、本件処分が瑕疵を帯びるものではない。その理由は、以下のとおりである。

イ 固定資産税等の賦課処分権限は、処分庁に帰属するものである。そして、課税処分は、口頭ではなく、納税通知書を用いて行われる（条例第42条、条例第184条第1項前段、法第1条第1項第6号、同第7号、法第13条第1項）。そして、仮に、審査請求人の主張する係員の発言が存在するとしても、その発言は、客観的にみて、明らかな誤りであって、本件土地は明らかに固定資産税等の課税対象物件である。

本件において、審査請求人の主張する係員が誰かは分からぬものの、仮に当該係員が処分庁の職員でないならば、審査請求人の主張する当該係員の発言は、単に固定資産税等の賦課処分権限を有していない者の発言に過ぎず、本件処分には何ら影響を及ぼさないのは当然である。他方において、仮に当該係員が処分庁の職員であるとしても、單なる一職員が、口頭で、客観的にみて、明らかに誤っている事実や法解釈を伝えただけであって、それが直ちに処分庁の判断になるわけではない。本件における処分庁の最終的判断は、あくまでも、本件土地を課税対象物件とするものであって、本件通知書をもって、本件処分を行うというものである。また、仮に本件処分後に、当該係員が審査請求人の主張する

ような発言をしていたとしても、処分庁は、書面により本件処分の取消し又は撤回をしていない。

いずれにせよ、当該職員が処分庁の職員であるか否かを問わず、当該職員による「土地については課税対象になっていない」旨の発言をしていたとしても、本件処分の適法性又は妥当性には何ら影響を及ぼすものではない。

(4) 上記(1)第三の点について

ア 審査請求人は、「係員の方に、土地についての税（固定資産税）の用紙が、届いていない件について、問い合わせを行う。」と主張している。これは、本件通知書が審査請求人に到達していないとの主張とみることができる。これは、審査請求人の主たる主張ではないと考えられるが、この点についても、念のため判断をする。

イ 法第20条第1項本文は、「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」と定める。その送達方法は、条文上特に定めるところがなく、処分庁の合理的な裁量に委ねられていると考えることができる。本件において、処分庁から提出された令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書送付記録である乙1号証から乙3号証までをみると、処分庁は、所定の記載をした令和5年4月3日付け本件通知書（乙3号証中の通知書番号は「[ ]」との記載がある。）を作成の上、同日、特別郵便の方法で、審査請求人の住所地に送達している（乙2号証のシーケンス番号には「[ ]」の記載がある。）。

ウ また、法第20条第4項は、「通常の取扱いによる郵便又は信書便により第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物…は、通

常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。」と定めている。本件についてみると、本件通知書は、通常到達すべきであつた時には、審査請求人に送達されたものと推定されるところ、審査請求人からも、処分庁からも、郵便事故等の存在を示す主張やこれを裏付ける資料が提出されていないし、現に処分庁が本件審査請求に係る弁明書を作成した令和5年9月29日時点で本件通知書が処分庁に返戻されたとの事実もなかつたことから、上記推定が覆る事情も認められない。したがつて、本件通知書は、同年4月3日発送の郵便物が通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定されることから、審査請求人の上記主張には理由がない。

## 第5 調査審議の経過

令和6年1月29日 第1回審議

令和6年2月14日 第2回審議

令和6年3月25日 第3回審議

## 第6 審査会の判断

### 1 処分庁の適用した規範等

条例第14条本文は、「納税者（中略）が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。」と定めている。

### 2 本件処分について

本件において、処分庁は、審査請求人が本件土地に係る令和5年度第2期の固定資産税等を納期限である令和5年7月31日までに完納していないことを理由として、条例第14条本文に基づき、当該納期限から30日以内である同年8月30日、審査請求人に対し、本件処分をしたものである。

### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、神戸市納税案内センターの係員が、審査請求人に對し、「土地については課税対象になっていない」旨の発言をしたことを主張している。

しかし、審査請求人の主張に係る事実が存在したとしても、当該事実は、本件処分の違法性又は不当性を基礎づけるものであるとは認められない。理由については、第4-2(3)イ記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

(2) また、審査請求人は、本件通知書が審査請求人に到達していないことを主張しているものとみることができること。

しかし、処分庁は、本件通知書を通常の取扱いによる郵便により審査請求人に発送しており、法第20条第4項の規定により通常到達すべきであった時に送達があったものと推定されるところ、当審査会としても、この推定を覆す事情は認められず、審査請求人の主張には理由がない、と判断した。理由については、第4-2(4)イ及びウ記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

### 4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原 雅之

委員 西上 治

(別紙) 関係条例の定め

【神戸市市税条例】

(督促)

第14条 納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後30日以内に督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。